

第1 安心して子育てできる環境整備

次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てや出産に係る経済的負担を軽減するための対策など、総合的な少子化対策を推進する。

1 子ども手当の創設(新規)

1兆4,722億円

子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出する。(給付費1兆4,556億円、事務費166億円)

- ① 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
- ② 所得制限は設けない。
- ③ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ④ ③以外の費用については、全額を国庫が負担する。

(注1)公務員については、所属庁から支給する。(国家公務員分の給付費425億円は上記の1兆4,722億円には含まれない。その額を含めると国の給付費負担は1兆4,980億円。)

(注2)給付費総額は2兆2,554億円である。

(注3)現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

(注4)平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

○子ども手当の円滑な実施(システム経費)

子ども手当の円滑な実施を図るため、平成21年度第2次補正予算案(123億円)において、その準備のための市町村(特別区を含む)における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

2 ひとり親家庭への自立支援策の充実

2,001億円(1,754億円)

(1) 父子家庭への児童扶養手当の支給(新規) 50億円

ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。(平成22年8月施行、12月支払い。)

(参考)

手当額(月額)

児童1人の場合 全部支給 41,720円、一部支給41,710円～9,850円(所得に応じ)

児童2人以上の加算額 2人目 5,000円、3人目以降 3,000円

(2) 生活保護の母子加算の支給(詳細後述・53ページ) 183億円

(3) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 89億円(89億円)

① 自立のための就業支援等の推進 35億円(27億円)

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う事業(高等技能訓練促進費等事業)や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

② マザーズハローワーク事業等の拡充 35億円(32億円)

事業拠点の増設(148か所→163か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。また、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。

(4) 自立を促進するための経済的支援(一部再掲・(同ページ)参照)

1,729億円(1,665億円)

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

児童扶養手当については、父子家庭にも支給を拡大する。

3 待機児童の解消に向けた保育サービスの充実等

4,155億円(3,778億円)

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

3,881億円(3,544億円)

待機児童解消のための保育所整備等の推進に対応した、民間保育所における受入れ児童数の増を図り、また、家庭的保育など保育サービスの提供手段の拡充を図り、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供することなどにより、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進する。

○待機児童解消への取組

平成21年度第2次補正予算案(200億円)において、安心子ども基金の積み増しを行い、待機児童解消のために地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、

- a. 認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)
- b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)

において、補助基準額及び補助率の引上げを行う。

(2) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

274億円(235億円)

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、クラブを利用できなかった児童の解消を図るための受け入れ児童数の増加等に必要なソフト面及びハード面での支援措置を図る(24,153か所→24,872か所)。

4 すべての子育て家庭に対する地域子育て支援対策の充実

415億円(447億円)

地域における子育て支援拠点や一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

また、すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業について、「子ども・子育てビジョン(仮称)(平成22年1月策定予定)」の実現を推進するとともに、子育て支援に関する情報ネットワークの構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、子どもの事故の防止・予防強化に取り組む。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 947億円(926億円)

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化 891億円(877億円)

①地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための支援や一時保護所の整備を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

③社会的養護体制の拡充 838億円(822億円)

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するなど社会的養護体制の拡充を図る。

(2) 配偶者からの暴力(DV)防止 56億円(49億円)

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため婦人保護施設の機能の充実を図る。

6 母子保健医療対策の充実 317億円(235億円)

(1) 不妊治療等への支援 81億円(46億円)

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 147億円(144億円)

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3) 周産期医療体制の充実・強化(後述・33ページ参照) 87億円(42億円)

7 出産の経済的負担の軽減

182億円(79億円)

安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げる措置(原則38万円→原則42万円)を継続し、妊産婦の経済的負担を軽減する。

8 仕事と家庭の両立支援

98億円(100億円)

育児・介護休業法の改正にあわせ、短時間勤務制度の定着を促進するための助成を拡充するとともに、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1/2→2/3)を引き続き実施する。また、育児休業の取得等を理由とする解雇、退職勧奨等不利益取扱いが増加していることから、相談や指導などの対応の強化を図る。

さらに、「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

第2 信頼できる年金制度に向けて

公的年金制度は国民の老後の安定した生活を支えるセーフティネットであり、年金記録問題について、解決に向けた取組を着実に進める。このため、年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置づけ、22年度から集中的に取り組むとともに、二度とこうした問題を起こさない体制を確立する。

1 年金記録問題の解決

910億円(284億円)

- (1) 紙台帳とコンピュータ記録との突合せ 427億円(106億円)
被保険者名簿等の紙台帳等について、年金記録総合管理・照合システム(電子画像データ検索システム)を活用して個人単位でのコンピュータ記録との突合せを開始する。その際、予算を効率的・効果的に活用するため、受給に結び付く可能性の高い台帳等から優先的に照合する。初年度については、全体の約10%の突合せを行う。
- (2) 常に年金記録が確認できる仕組み(新規) 40億円
年金加入者などの方が、パソコンを使いインターネットで即時に自身の保険料納付状況などの年金記録を閲覧、印刷できる仕組みを充実し、新たにID・パスワードもインターネットで取得できるようにする。また、自宅にパソコンのない方なども、市区町村や郵便局等で、職員等のサポートにより年金記録を閲覧、印刷ができるようにする。
- (3) 年金受給者への標準報酬月額等のお知らせ 122億円(111億円)
厚生年金受給者に対し、標準報酬月額の情報を含む年金記録をご本人に確認いただくため、お知らせを送付する。
- (4) 「今後解明を進める記録」の解明・統合等 320億円(67億円)
サンプル調査など各種の解明作業による基礎年金番号に統合されていない記録の統合の促進、再裁定等の事務処理の促進などの対策を強化する。
また、年金制度の本来の役割を確保するため、厚生年金の未適用事業所対策や徴収対策の強化を図るとともに、国民年金の適用・収納対策への効果的な取組みを実施する。

2 信頼される日本年金機構の運営(一部再掲・前ページ参照)

3,058億円(642億円)

日本年金機構においては、お客様の意見を反映しつつサービスの質の向上を図り、コンプライアンスの徹底と効率的かつ公正・透明な事業運営を行い、日本年金機構に対する国民の信頼を確保する

3 公平な年金制度

10兆1,260億円(9兆8,593億円)

(1) 年金給付費国庫負担金

10兆1,257億円(9兆8,593億円)

(2) 年金制度改革の検討(新規)

2.8億円

新たな年金制度の創設に向けた検討のため、厚生労働大臣直属の検討チーム設置や実態調査等を行う。

第3 厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保 ～雇用のセーフティネットの整備～

我が国の雇用情勢は、完全失業率と有効求人倍率がともに過去最悪の水準に達し、依然として厳しい状況にある。

このような状況の中で「緊急雇用対策」や「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の推進に全力をあげるとともに、「雇用のセーフティネットの整備」を推進するため、労働者の雇用の維持、再就職支援、貧困・困窮者支援、派遣労働者等非正規労働者への総合的対策を強化する。また、若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現、仕事と生活との両立支援及び地域雇用対策などニーズに応じたきめ細やかな支援策を強力に進める。

1 緊急雇用対策

8,457億円(1,112億円)

(1) 雇用維持支援

7,452億円(581億円)

企業の休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、手当、賃金の4/5(大企業2/3)の助成(解雇等を行わない場合は助成率がそれぞれ9/10、3/4に上乘せされる)を行う。

また、赤字の企業については、企業規模にかかわらず、最近3ヶ月の生産量・売上高等が前々年同期比で10%以上減少している場合も支給対象とする。

(2) 再就職・能力開発対策

405億円(335億円)

○介護・福祉、医療、情報通信等の分野における能力開発の推進

今後成長が見込まれる介護・福祉、医療、情報通信等の分野における職業訓練の充実(保育士の資格取得を目的とした職業訓練の創設)を図るとともに、介護労働者に対する教育訓練の実施に係る相談・援助等のコーディネートを行う事業を実施する。

(3) 貧困・困窮者支援の強化(新規)

12億円

第2のセーフティネットの各種支援制度(※)についてのワンストップサービスを実施するため、ハローワークに「住居・生活支援アドバイザー」(263名)を配置して、総合相談と実施機関への的確な誘導を行う。

※ ①就職安定資金融資、②住宅手当、③総合支援資金貸付、④訓練・生活支援給付、⑤臨時特例つなぎ資金貸付、⑥就職活動困難者支援事業、⑦長期失業者支援事業

(4) 新卒者支援の強化

33億円(14億円)

新規学校卒業予定者、未就職卒業者の就職支援を強化するため、ハローワークに就職支援の専門職である高卒・大卒就職ジョブサポーターを配置(928名)するとともに、新卒者体験雇用事業(未就職卒業者の体験雇用(1か月、有期雇用)を受け入れる事業主に対して奨励金(1人8万円)を支給)を活用する等により、円滑な就職を促進する。

(5) 建設労働者の雇用の確保及び再就職の促進(新規)

63億円

建設業以外の事業を開始する中小建設事業主が、建設労働者を継続して雇用しつつ当該事業に従事するために必要な教育訓練を実施する経費の一部を助成(実施経費の2/3、賃金について1人1日上限7,000円(60日を限度))する。

また、中高年建設業離職者を継続して雇用する者として雇い入れた事業主に対し助成(中小企業1人90万円、大企業50万円)する。

(6) 雇用保険制度の機能強化

129億円

○雇用保険の適用範囲の見直し

非正規労働者に対するセーフティネット機能強化の観点から適用範囲の拡大(雇用見込み6か月→31日)を行う。

(7) 緊急就職支援事業の推進

153億円

厳しい雇用失業情勢が続く中、求職者の早期再就職の実現等を図るため、以下の事業を実施する。

- ① 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる事業主等に対し助成する(実習型雇用:1人月10万円(6ヶ月)、その後、正規雇用した場合:1人100万円)。
- ② 長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援を実施する。

○「重点分野雇用創造事業(仮称)」の創設

平成21年度第2次補正予算(1,500億円)において、介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進するため「重点分野雇用創造事業(仮称)」を創設する。

(8) 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化(一部再掲・20ページ参照)

4.3億円(2.9億円)

労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する。

(9) 未払賃金立替払制度の推進

208億円(189億円)

倒産した企業から賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金のうち一定額を政府が立替払する「未払賃金立替払制度」により、早期に立替払が受けられるよう、立替払に必要な原資の確保等により制度の円滑な運用を推進する。

2 雇用のセーフティネットの拡充

170億円

(1) 雇用保険の適用範囲の見直し(再掲・前ページ参照)

129億円

(2) 非自発的失業者の医療保険料の軽減(後述・31ページ参照)

41億円

国民健康保険に加入する非自発的失業者の保険料(税)について、失業後の一定期間、在職中の保険料水準と同程度となるように軽減する。

3 雇用創出

6,597億円(1,111億円)

(1) 地域における雇用創出の推進

242億円(264億円)

先の補正予算により実施している「ふるさと雇用再生特別交付金」、「緊急雇用創出事業」及び平成21年度第2次補正予算で創設する「重点分野雇用創造事業」に加え、「地域雇用開発促進法関連事業」について、地方公共団体に対する好事例の紹介等により効果的かつ機動的な取組を支援しながら、国と地方公共団体が一体となって推進する。

(2) 介護労働者等の確保・定着(一部再掲・23ページ参照)

248億円(223億円)

介護人材の確保・定着等を図るため、介護労働者の雇用管理改善等に取り組む事業主等への総合的な支援や、介護労働者に対する教育訓練の実施に係る相談・援助等のコーディネートを行う事業を実施する。

(3) 農林漁業分野における新たな雇用機会の創出

12億円(6.9億円)

農林漁業への就業等のニーズが高まっている中、失業者等の希望や能力に応じた多様な農林漁業への就業等の実現に向けた職業相談・紹介等の支援を実施する。

(4) 中小企業に対する雇用安定のための支援(一部再掲・23ページ参照)

6,095億円(616億円)

企業の休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援するため、中小企業緊急雇用安定助成金を活用し、手当、賃金の4/5の助成(解雇等を行わない場合は助成率が9/10に上乘せされる)を行う。

また、赤字の中小企業については、最近3ヶ月の生産量・売上高等が前々年同期比で10%以上減少している場合も支給対象とする。

さらに、生産性の向上等に資するための人材の確保・定着に向けた取り組みを行う中小企業の団体に対する助成(2/3)、基盤人材の雇入れへの助成(140万円~170万円)を行う。

4 生涯にわたるキャリア形成支援・職業能力開発支援

608億円(557億円)

(1) 介護・福祉、医療、情報通信等の分野における能力開発の推進

(再掲・23ページ参照)

405億円(335億円)

(2) 職業能力評価等による労働市場の基盤整備の推進

19億円(27億円)

① 職業能力評価の基盤整備の推進

19億円(27億円)

幅広い職種を対象とした職業能力評価基準の整備、技能検定制度の実施など、職業能力評価に係る基盤整備のための総合的な施策を推進する。

② 国際標準化等の動向を踏まえた労働市場の基盤整備に係る総合的取組 (新規)

26百万円

教育訓練サービス分野における国際標準化等の動向を踏まえ、我が国における教育訓練の質保証のための取組を推進する。

(3) ジョブ・カード制度を活用した職業能力開発支援の一層の展開

154億円(198億円)

キャリア形成の過程を標準化したキャリアマップの作成、各種検定の整備、モデル評価シートが多様化、専門キャリア・コンサルタントの育成等産業分野ごとの展開に向けた基盤整備と、これらを活用した職業訓練を推進する。

(4) 生涯キャリア形成支援の推進 **19億円(32億円)**

①多様な働き方に対応したキャリア形成支援の推進 **19億円(32億円)**

多様な働き方に対応したキャリア形成の支援のため、労働者のキャリア形成を支援する事業主に対する助成や、キャリア・コンサルティングを実施する。また、企業向け・個人向けのキャリア健診について、引き続き事業を行うとともに、効果的な実施手法の検討を行う。

②学校教育との連携によるキャリア形成支援の推進(新規) **22百万円**

キャリア教育推進を担う専門人材養成のための講習を実施する。

(5) ものづくり立国の推進 **9.6億円(17億円)**

第一線で活躍している若年技能者を活用した技能の魅力や重要性の啓発等ものづくり教育を推進するとともに、各種技能競技大会や地域・業界における技能振興・技能継承事業に対する支援を実施する。

5 若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現及び両立支援

1,253億円(1,585億円)

(1) 若者の自立の実現 **443億円(546億円)**

①新卒者支援の強化等(一部再掲・24ページ参照) **52億円(35億円)**

ハローワークに学校との連携の下、就職支援を行う高卒・大卒就職ジョブサポーターを配置(928名)するとともに、求人情報の提供、就職面接会、職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施する。また、未就職卒業者については、新卒者体験雇用事業を活用する等により円滑な就職を促進する。

②「フリーター等正規雇用化プラン」の着実な推進 **353億円(456億円)**

就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等(25歳～39歳)を重点に、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援や助成制度(若年者等トライアル雇用(1人4万円、最大3ヶ月)、年長フリーター等を正規雇用する事業主への助成(中小企業1人100万円、大企業50万円))の活用等により、正規雇用化を推進する。

③ニート等の若者の職業的自立支援の強化 **20億円(22億円)**

ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充(92か所→100か所)するとともに、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。

(2) 女性の就業希望等の実現 139億円(140億円)

①仕事と家庭の両立支援 (再掲・20ページ参照) 98億円(100億円)

②雇用機会均等確保に向けた取組の推進 7億円(8.3億円)

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正、的確な指導等を行うとともに、男女労働者の格差の解消を目指した企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組のノウハウ提供を実施する。

③マザーズハローワーク事業等の拡充(再掲・17ページ参照) 35億円(32億円)

(3) いくつになっても働ける社会の実現 386億円(627億円)

①希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進 183億円(359億円)

高齢者雇用確保措置の着実な実施を図る。また、意欲と能力があれば年齢に関わりなく働ける環境整備を図るため、希望者全員について65歳まで雇用が確保される制度や70歳まで働ける制度の導入に取り組む事業主への助成(160万円を上限)、傘下企業の取組に対する相談援助を行う事業主団体への助成(500万円を上限)を実施する。

②高齢者の多様な働き方に対する支援 125億円(147億円)

教育・子育て・介護・環境の分野における、シルバー人材センターと地方公共団体の連携による事業を実施するとともに、より効果的・効率的なシルバー人材センター事業運営への取組を進める。

(4) 障害者に対する就労支援の推進 230億円(228億円)

①雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化 65億円(59億円)

ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」を推進するとともに、就業面と生活面における支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数の拡充等(247か所→282か所)により、地域における障害者の就労支援力の強化を図る。

②障害特性に応じた支援策の充実・強化 19億円(14億円)

カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対する奨励金(新規雇用した精神保健福祉士1人当たり年180万円等)を創設するとともに、うつ病等により休職した労働者に対する職場復帰支援等により、精神障害者の雇用の促進を図る。また、発達障害者については、ハローワークにおける支援体制の整備や事業所における職場実習を実施するほか、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理を行った事業主に対する助成を実施する等により雇用の促進を図る。